

# 備蓄米買い入れで米価の安定を！

樋口議員が  
賛成討論

市民の願い「請願」に  
日本共産党議員団と創風クラブが賛成

市民からの請願「備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願」は、最終日に採決が行われ、日本共産党議員団と創風クラブが賛成しましたが、賛成少数で不採択となりました。

樋口議員が行った賛成討論の要旨は次の通りです。

「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」が今開始されていますが、最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことです。特に、政府が2月に16万トンの備蓄米買い入れを実施したにもかかわらず、米価はさらに下落していることは重大です。米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右することになります。

したがって、「米戸別所得補償モデル事業」の円滑な運営にとっても、米の再生産や食料自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定を図ることは緊急の課題であることは、明らかです。

政府は、今回の買い入れで、国産米による100万トンの備蓄を満たしたとしていますが、その中身は、2005年産米など、主食には不向きな相当量の米が含まれており、これらを主食以外の用途に振り向ければ、この分の買い入れは充分可能です。

よって、2008年度産を含む相当量の備蓄米を適正な価格で買い入れる事を国や関係機関に要望する意見書を提出してほしいとの請願は妥当であり、採択に賛成です。



## 日本共産党上越市議員団ニュース

No. 240 2010年7月4日

- 連絡先 橋爪 法一 548-3628 (吉川区代石)  
樋口 良子 544-6802 (中門前3)  
上野 公悦 530-2203 (頸城区中柳町)  
平良木 哲也 525-9096 (上中田)

# 経営計画策定前の出資は拙速 日本共産党議員団 補正予算に修正案を提出



議会最終日の6月24日、提出された各議案の採決が行われました。

一般会計補正予算では、並行在来線の開業に向けて設立される経営主体に出資を行うために、1565万円が計上されています。

日本共産党議員団は、この出資に対して、県並行在来線開業準備協議会の経営計画が示されておらず、経営内容については基本的な

ことが何一つ明らかにされていない段階で出資だけを決めることは問題であるとして、一時予備費として留保するとした修正案を提出しました。残念ながらこの修正案は賛成少数で否決され、原案が可決されましたが、糸魚川市も出資提案を見合わせる情勢のもと、今後もしっかり注目していくことが必要です。

上野議員の提案要旨は次の通りです。

一般会計補正予算に対する修正案を地方自治法等の規定により提出します。

総務費総務管理費の並行在来線会社出資金などを、1600万5千円減額し、減額分については予備費に留保財源として計上するものであります。

これは、この会社が現段階ではどういう会社となるのか基本的な柱すら見えず、市民に説明できないためであります。

並行在来線の維持存続に向けて、準備すべきことが多く、経営主体を出来るだけ早期に決めることは一定理解できます。

しかし、昨年暮れに前原国交相が「自民党・公明党連立時代の政府与党合意は白紙撤回を目指す」と言明するなど、流動的な状況の中、この夏頃までに新たな方向性を打ち出すとしたことは衆知の通りです。

今は、国の新たな方向性が示されるであろう直前の時期であり、また、県並行在来線開業準備協議会の平成22年度事業計画には「並行在来線の経営計画に基づき経営主体の設立の準備を進める」とあることから、経営計画案も示されていない段階での出資提案は、市民に説明ができません。

さらに、経営主体の一員の糸魚川市との協議も整っていません。これらから、経営主体への出資は情勢の熟度の判断が出来るまで先送りし、当面予備費に留保しておくことを提案するものです。

議員団を代表し  
上野議員が提案

## 平良木議員が討論



日本共産党市会議員団を代表して討論を行います。

一般会計補正予算では、並行在来線経営主体への出資が計上されていますが、県の開業準備協議会の経営計画が未策定であるほか、JRによる経営継続などを求める運動に影響を与えかねないと指摘されています。

また、①会社設立に関する4自治体の合意文書がない、②基本的な経営内容が何一つ正式決定されていない、③経営計画の策定者がだれなのかの説明に食いちがいがある、

## 一般会計補正予算の修正案への賛成討論と原案への反対討論 上越市市税条例の一部改正に対する反対討論

日本共産党議員団を代表して平良木議員が行った討論の要旨は次の通り

など看過できない問題があり、設立のための出資だけが先行するという今回の提案は、きわめて問題であります。

修正案は、問題解決のため一時留保するものであり、現段階での最良の方法ですので賛成し、原案に反対します。

次に、市税条例の一部改正案は、今年度税制改正に伴うものですが、目玉の年少扶養親族の扶養控除の廃止などで、収入が変わらなくても課税所得が名目的に増加し、世帯によっては保育料や公営住宅家賃の値上げも招くケースが出てきます。なによりも重要なことは、こうした負担増が、所得の低い世帯をねらい打ちにすることです。

こうした弱い者いじめの税制改正を、無条件に受け入れることを前提にした市税条例の一部改正は反対です。

環境保護のため、再生紙を使用しています。